**Tottori Model United Nations Background Guide on the Second Half Meeting in 2013**

**Nuclear Problems**

Whether Nonproliferation or Aboolition

**鳥取模擬国連2013年度後期会議**

***Background Guide***

核問題－不拡散か完廃か－

－**目次－**

まえがき…P3

第一章(核兵器に関する基礎知識)…P4

第二章(NPT条約とNPT会議)…P8

第三章(核実験・生産の禁止にかかわる条約)…P18

第四章(各国の動向)…P24

第五章…(各グループの決議)P33

第六章(論点)…P37

あとがき…P39

**まえがき**

　鳥取模擬国連ONYXISのみなさんこんにちは。今回会議監督を務めさせていたただきます山根です。皆さんお忙しい中、今会議に参加してくださることを心から感謝申し上げます。ご存知の通り、今会議はONYXIS発足後初の模擬国連会議です。したがって、会議自体が初めてだという方も多いわけですから、楽しみだという気持ちの裏腹、初めての会議でかつ多くの人が一人で一国の大使を務めるわけですから、心配なことも多々あると思います。考えてみると、初めてを経験せずに経験者は語れません。どんな人でも初めてを経験します。フロント陣も全力でバックアップしていきますので全員でスクラムを組んで、今会議に向けて全力を尽くし会議を成功させましょう。今会議は、今後のONYXISの活動の指標が形成される会議となるので自分も不安で押しつぶされそうになっています。初めての会議監督なので、つたないところもありますがよろしくお願いします。

　記念すべき初会議の議題は核軍縮にさせていただきました。知っておくべき知識も多く難しい議題ですが、フロント陣で考えた結果模擬国連の面白さが最も伝わりやすいのではないか、各国の方針を立てやすい議題ではないのかと考えこの議題を採用しました。国連総会第一委員会ででた核関連の決議は20を超えます。その中で3つ、このBGで決議を紹介します。なぜ国連総会第一会議でこの3つの会議が別々に採択されるんでしょうか。これから読む方たちはこのことを念頭に置いて読んでいただきたいです。そこのこの議題の面白さがあるのではないかと思っています。

第一回鳥取模擬国連会議監督

山根　博瑛

第一章　核兵器に関する基礎知識

　核兵器とは:核反応を利用した兵器。原子爆弾・水素爆弾・中性子爆弾、また各弾道を装着したミサイルなどのことを指す。本章で基本事項や核保有国のデータを確認してもらい、後述する条約との関連を考えていただきたい。

・核兵器の役割・

　核兵器は1945年8月9日以来一度も実戦で使用されたことがない。ではなぜ核兵器が存在し続けるのだろうか。理由の一つに抑止ということがある。核兵器はどの国にとっても脅威である。圧倒的な戦力を持つことで互いに報復攻撃を恐れて攻撃できず、牽制しあい、結果的に核戦争の回避につながる。すなわち、敵対国にある行動を思いとどまらせる。例を挙げると、冷戦初期にアメリカがソ連に対して「ヨーロッパに侵攻したら、ソ連に核攻撃する」と警告することでソ連のヨーロッパ侵略を断念させたといわれている。

　他に自国の安全保障を高めたり、他国との外交交渉を有利に進めるためなどがある。

・核の平和利用・

　現在、核の平和利用というのはほぼ原子力発電のことを指している。核兵器は核分裂反応を一瞬で終わらせることで強大な爆発を発生させ兵器とするが、核分裂反応をゆっくりと起こすことで適度なエネルギーを取り出し、それを電気に変えることができる。電気を発生させる仕組みは火力発電と同じだが、原子力発電は温室効果ガスを排出しないので、クリーンエネルギーと呼ばれることもある。一方で、エネルギーを取り出した後の使用済み燃料が核兵器の材料になりえるということが問題視されている。

・核兵器の数と分布・

核兵器の開発は米国から始まり、その後ソ連、英国、フランス、中国へと拡大した。1970年のNPTにより、これらの5か国は核兵器国として認められた。その後インド、パキスタン、北朝鮮が核実験を行い、イスラエルは核兵器を保有していると考えられている。

米国は1966年に32,000発を保有し、核保有のピークを迎えた。その後は量を追及するのではなく、質的な改善に取り組むようになり、冷戦終結後は大幅な削減を実施している。一方ソ連は核兵器システムが米国に比べ質的に劣っているため、それを量的にカバーする必要があると考えられてきた。ソ連の核保有のピークの1986年には45,000発を保有し、国際社会全体においてもこの時期がピークであり70,000発の核兵器が世界にあった。現在は22,400発の核兵器があると考えられている。

　また、核兵器の数というのは一部が公表されるにしても、軍事機密でありそのほとんどが推定値である。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 国名  | 戦略核兵器  | $戦術核兵器$  | 実戦配備数  | 保有総数  |
| ロシア  | 2,600  | 2,050  | 4,650  | 12,000  |
| 米国  | 1,986  | 500  | 2,486  | 9,400  |
| フランス  | 300  |  | ~300  | 300 |
| 中国  | 180  |  | ~180  | 240 |
| 英国  | 225  |  | <160  | 225 |
| イスラエル  | 60~80  |  |  | 60~80 |
| パキスタン  | 70~90  |  |  | 70~90 |
| インド  | 60~80  |  |  | 60~80 |
| 北朝鮮  |  |  |  | <10 |
| 合計  | ~5,500  | ~2,550  | ~7,700  | ~22,400  |

図1　2010年における各国の核兵器保有数

　ロシアが戦術核を多く保有していることがわかる。これは、米国に対し通常兵器や核兵器システムが劣っている面を戦術核の量で補っているからである。ロシアは非戦略核核兵器のみの交渉に応じるのには消極的であり、非戦略核兵器を削減するのであれば、通常兵器やミサイル防衛(MD)も交渉テーブルにのせるべきだと主張している。

　戦略核兵器とは:通常5,500㎞以上の射程距離を持ち、相手国の中心都市や重要施設を破壊するといった戦略的目的を持つ核兵器。一般人が想像する核兵器はこちらにあたる。

　戦術核兵器とは:上記の戦略核兵器以外の核兵器。戦場で相手軍の部隊や施設を破壊するといった戦術的目的で使用される。比較的威力が小さく、射程距離が短いとされている。通常のミサイルなどと同様の使い方をされる核兵器である。

・核実験・

現在、核兵器国は核実験モラトリアムを実施している。しかし、これは爆発を伴う実験をしていないだけであり、未臨界実験など爆発を伴わない実験は実施されている。これに関し核兵器国は保有する核兵器の信頼性と安全性を維持するために不可欠であり、新たな核兵器を開発するためのものではないと発言している。また、現在の技術では1kt以上の爆発でないと検知が難しく、流体核実験等の低威力の実験は行われたとしても検証が難しい。しかし、ある国が初めて核実験を行う場合20kt以上の威力の爆発が必要であり、新たに核保有国を作らないようにするためには十分である。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年 | 出来事 | 米 | 露 | 英 | 仏 | 中 | 印 | パキ |
| 1945 | ① | 3 |  |  |  |  |  |  |
| 1949 | ② | 8 | 1 |  |  |  |  |  |
| 1952 | ③ | 34 | 3 | 1 |  |  |  |  |
| 1960 | ④ | 196 | 83 | 21 | 3 |  |  |  |
| 1963 | ⑤ | 349 | 230 | 23 | 9 |  |  |  |
| 1964 | ⑥ | 394 | 230 | 25 | 12 | 1 |  |  |
| 1974 | ⑦ | 663 | 331 | 26 | 39 | 11 |  |  |
| 1990 | ⑧ | 760 | 416 | 27 | 63 | 16 | 1 |  |
| 1996 | ⑨ | 1019 | 715 | 44 | 198 | 36 | 1 |  |
| 1998 | ⑩ | 1032 | 715 | 45 | 210 | 45 | 3 | 2 |
| 2006 | ⑪ | 1032 | 715 | 45 | 210 | 45 | 3 | 2 |
| 2010 | ⑫ | 1032 | 715 | 45 | 210 | 45 | 3 | 2 |

図2　核保有国の核実験の回数

①米国最初の核実験、②ソ連最初の核実験、③英国最初の核実験、④フランス最初の核実験、⑤PTBTの発効、⑥中国最初の核実験、⑦NPTの発効、⑧インド最初の核実験、⑨冷戦の終結、⑩CTBTの採択、⑪パキスタン最初の核実験、⑫北朝鮮最初の核実験

・兵器用核分裂性物質・

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 国名  | 高濃縮ウラン  | プルトニウム  |
| 米国  | 508トン  | 92トン  |
| ロシア  | 700トン  | 145トン  |
| 英国  | 23.3トン  | 7.9トン  |
| フランス  | 35トン  | 5トン  |
| 中国  | 20トン  | 4トン  |
| インド  | 0.6トン  | 0.7トン  |
| イスラエル  | 0.1トン  | 0.65トン  |
| パキスタン  | 2.1トン  | 0.1トン  |
| 北朝鮮  |  | 0.035トン |
| 合計  | 約1,730トン  | 約225トン  |
| 米国  | 508トン  | 92トン  |

図3　核保有国の兵器用核分裂物質の推定量

兵器用核分裂物質とは核兵器の材料であり、現在世界には核兵器21万発分の核分裂性物質があると考えられている。現在、中国を除く核兵器国は兵器用核分裂性物質の生産モラトリウム(停止)を宣言。

・消極的安全保証に関する議定書・

 後述する非核兵器地帯に関する条約に対する核兵器国の取り組みを見てもらいたい。下記の議定書は条約締約国に対して核兵器の使用または威嚇を行わないこと（消極的安全保証）、および条約違反に貢献しないことを約束させるものである。

批准している○、署名はしている△、批准・署名していない×

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 地帯名 | 条約名 | 米国 | ロシア | フランス | 英国 | 中国 |
| ラテンアメリカ南太平洋東南アジアアフリカ中央アジア | トラテロルコ条約ラトロンガ条約バンコク条約ぺリンダバ条約セミパラチンクス条約 | ○△×△× | ○○×○× | ○○×○× | ○○×○× | ○○×○× |

図4消極的安全保証に関する議定書への5核兵器国の批准・署名状況

第二章　NPT条約とNPT会議

　この章では、核兵器の扱い・核開発・核物質についての条約(あるいは条約案)について述べる。これらは発効されているものもあれば、各国の意見がまとまらず未発効であるものや、そもそも条約をどういった内容にするかの交渉すら開始されていない、ただの条約案に過ぎないものもある。本章ではまず、なぜこういったばらつきが生じるのか、そもそも条約とは何なのかについて述べた後、NPT条約とNPT会議について紹介していく。

**条約とは**

　条約とは、国際法によって規律される国際法主体間の文書による合意7のことであり、2国間にしか通用しない2国間条約と、3か国以上の国々に適用される多国間条約に分けられる。NPT条約など以下で紹介していく条約は多国間条約である。条約の効果(権利・義務)は、原則として条約を締結した国に対して適用されるが、逆に言えば締結していない国に対してはその条約の権利や責任は及ばないのである。このことは、「条約は第3国を害しも益しもしない8」という言葉に表れている。また、一定の条件がそろわなければ発行しない発効要件の存在する条9約も存在する

締結手順

条約を締結するには、以下の手続きを踏む必要がある。

①採択adoption

条約文は出席しかつ投票する国家の3分の2の多数により採択される。

②署名signature

条約の内容が確定したときに、全権を委任された国家の代表者（通常は代表団の首席代表）が条約の内容を公式に確認した証拠として記名する。

③批准ratification

国家は批准により条約に拘束されることについての同意を表明する。

④発効

批准書の交換・寄託10の後に当該条約が発効（効力を有する）する。各条約によって発効要件（条件）は異なる。例えばCTBTは、特定の国家の批准をもって発効する条約である。

他にもある事情があって条約作成プロセスに参加していなかったり、事情があって当該条約に対し合意できそうになかったりする国が条約に参加するには以下の方法がある。

・加入accession

条約交渉に不参加であったり、署名を行わなかったりする国が後に同意を表明する方法

・留保reservation

条約の一部分の規定に拘束されない意思を示すこと

・解釈宣言declaration

条約の一部分において特定の解釈をしていることをその国が対外的に明らかにする

上に書いた留保や解釈宣言のような制度が保障されているのは、なるべく多くの国を条約の中に引きこみ、条約の実効性を確保するためである。というのも、条約はたとえ発効されたとしても、それを守るべき加盟国がいなければ白紙も同然であるからだ。例えば、核の使用などに関する条約であれば、核兵器を所有する国が締約していなければ条約を作った意味がなくなり、条約の信頼性は低下する。

　**NPT条約**

　NPT条約(核不拡散条約) は、締約国数190カ国を誇る、普遍的な核関連の国際的枠組みである。核に関してはこのほかにも二国間・多国間の区別なく多数の条約が存在しているが、NPTほどの普遍性を持つものはない。核関連条約のみならず、安全保障・軍縮に関わるあらゆる条約の中でも、NPTは際立って高い普遍性を有している。

　NPTは、おもに次の「三本柱」から成り立つ。一つ目は、NPTの名称に示されているように「核不拡散」である。二つ目は、「核軍縮」である。「核軍縮」はNPTに規定されている核兵器保有5カ国（米ロ英仏中）の核戦力の縮小交渉義務として示されている。三つ目は、「原子力の平和利用」である。これは核保有国・非核保有国を問わず、全ての国に原子力を平和的に利用する権利がある、ということを示すものだ。以上、「核不拡散」「核軍縮」「原子力の平和利用」の三つが、NPTを構成する最も重要な項目である。NPTの主要規定は以下の通り。

 核兵器国の核不拡散義務（第1条）

 非核兵器国の核不拡散義務（第2条）

 非核兵器国によるIAEAの保障措置受諾義務（第3条）

 締約国の原子力平和利用の権利（第4条）

 非核兵器国による平和的核爆発の利益の享受（第5条）

 締約国による核軍縮交渉義務（第6条）

 条約の運用を検討する5年毎の運用検討会議の開催（第8条3）

 「核兵器国」の定義（第9条3）

 条約の効力発生の25年後、条約が無期限に効力を有するか追加の一定期間延長させるかを決定するための会議の開催（第10条2）

NPTは第9条3項における「核兵器国」と「非核兵器国」という定義にしたがい、各条文が構成されている。ここでいう「核兵器国」とは、1967年1月1日以前に核兵器もしく

はその他の核爆発装置を製造し、爆発させた国のことである。具体的にはアメリカ、ソ連（現ロシア）、イギリス、フランス、中国の5カ国である。そうした「核兵器国」に対しては、いかなるものに対しても核兵器およびその他の核爆発装置を移譲しない義務（第1条）、核軍縮に向けた誠実な交渉の義務（第6条）が課せられている。対して「非核兵器国」には、核兵器およびその他の核爆発装置を受領・製造しない義務（第2条）、前の義務の履行を検証するための国際原子力機関（IAEA）の保障措置を受け入れる義務（第3条）が課せられている。

　以上のようにNPTは、いかにして核兵器保有国が増加するのを抑制するか、というところにその主眼が置かれている。「核兵器国」の核軍縮の交渉義務について検証システムが規定されていないのに対し、「非核兵器国」の核兵器を受領・製造しない義務についてはIAEAによる保障措置という検証システムが規定されている。このことからもNPTが名称通り、核不拡散を主眼としていることが分かる。

また、NPTにおいては原子力の平和利用の権利が規定されており、いかなる国家（核兵器国・非核兵器国を問わず）もその権利が保障されるとしている。そして、そうした全ての国に認められた平和目的の原子力が兵器用に転用されないことを確かめるためにも、IAEAによる保障措置受け入れが「非核兵器国」に義務付けられているのである。

こうしたNPTに関し、不平等性を指摘する声もある。つまり、NPTが核兵器の所持を5

カ国に限定しその他の国に持たせないのは、主権平等原則を掲げる現在の国際社会にそぐわないのではないか、という声である。実際にこの「不平等性」を理由にNPT締約を拒否しているのが、インドである。

NPTの不平等性は、核をめぐる議論では避けて通れないものであり、「持てる国」と「持てない国」という対立軸を形成している。この対立は核不拡散と核軍縮という2つのトピックの優先順位づけに反映される。持てる国たる核兵器国は、自国の核軍縮に対し消極的で、そのかわり核不拡散の方を国際社会の主要な課題であると主張する。対して持てない国たる非核兵器国は、核兵器国による核軍縮の実行が約束されているからこそ自国はNPTを締約して核兵器保有を断念したのだ、という主張をなす。事実、近年行われているNPT運用検討会議（第8条3項）において、核保有国の軍縮への取組について非核兵器国のなかから批判の声が噴出している。

つまり、核軍縮と核不拡散は、ある種の交換条件となって、核兵器国と非核兵器国をNPTという一つの条約に参加させ、NPTを他に例のないほどの普遍性を持った条約にする役割を果たしているともいえる。このことより、核軍縮と核不拡散は密接不可分な関係にあると指摘する識者もいる。

　**1995年再検討会議**

　NPT では、条約の効力発生の25年後には、条約が無期限に効力を有するか、またはある一定期間延長されるかを決定するために会議を開催することが定められている。この規定を受けて、NPT 発効から25年が経過した1995年4月から5月にかけてニューヨークで開催された会議がこのNPT 運用検討・延長会議である。

　この会議で採択された決議は3つである。

「決定1：条約の運用プロセスの強化」

これまでの運用検討会議と異なっているのは、今回の会議以降も引き続き5年ごとに運用検討会議を開催すること、運用検討会議に先立つ3年間は毎年準備委員会を開催し、そこでは手続き事項のみならず実質事項も議論されることになった点である。また、運用検討会議では条約の履行状況を確認するだけでなく、「将来においてさらに進展が図られるべき分野及び手段を明らか」にし、「条約の履行を強化し、条約の普遍性を達成するために、とくに何をなし得るかについても検討すること」が定められた。

「決定2：核不拡散および核軍縮のための原則および目標」

ここでは普遍性、不拡散、核軍縮、非核兵器地帯、非核兵器国の安全保障、保障措置、および原子力平和利用に関して原則および目標が示され、とりわけ重要なのが普遍性と不拡散および核軍縮の問題であった。まず普遍性に関しては、NPT非締約国、なかでもIAEA保障措置下にない核施設を稼働させている非締約国にNPTへの早期加入を求めた。不拡散に関しては、条約をあらゆる側面において履行するあらゆる努力を行うよう求め、また核軍縮に関しては具体的な目標として包括的核実験禁止条約(CTBT)交渉の1996年までの完了、カットオフ条約交渉の即時開始と即時妥結など、主に核兵器国が行うべき将来の核軍縮措置が列挙されている。

「決定3：NPTの延長」

今回の会議の最大の目的であると同時に、最も重要な論点であったのがNPTの最終的な期限の決定である。以下、戸崎洋史「NPT無期限延長後の核不拡散体制」『軍縮・不拡散問題シリーズ』No.13（日本国際問題研究所軍縮・不拡散促進センター、2001年4月）から会議の一部始終を紹介したい。

冒頭の一般演説では、会議に参加した174カ国のうち99カ国が条約の無期限延長を支持する発言を行い、その後カナダが提出した無期限延長を支持する決議案には、5核兵器国を含む104カ国が共同提案国となった。メキシコは条件付きの無期限延長を支持する決議案を提出したが、この他に無条件の無期限延長に明示的に反対したのは、25年ごとの反復延長を求める決議案の共同提案国となったインドネシアなど11カ国、ならびにイスラエルによるNPT加入を条件とした一部のアラブ諸国だけであった。

5核兵器国がNPT無期限延長を支持するのは、核兵器が拡散して自国の安全保障が脅か

される可能性を低くし、さらに将来的に核保有国としての特権的な地位が保証されることを考えると当然であった。しかしこの記述からもわかる通り、条約交渉過程ではNPTの無期限延長に懸念を示していた非核兵器国までもが積極的にNPT無期限延長を支持している。これには冷戦後の安全保障環境が背景にあった。

冷戦期よりも核兵器拡散の危険が高いと懸念された冷戦後の安全保障環境において、多くの非核兵器国が懸念した核兵器に関する脅威は、核兵器による攻撃よりもむしろ、自国周辺に新たに核兵器を取得する国が出現することであった。核兵器の拡散によって、地域の安全保障環境や戦略関係が複雑化することは避けられない。よって多くの非核兵器国は、核兵器拡散の脅威を低下させる最も効果的な方法の一つはNPTを中心とする核不拡散体制の維持と強化であると考えたのだ。

　**2000年再検討会議**

　2000年4月から5月にかけて、1995年の無期限延長決定後初めてのNPT運用検討会議がニューヨークで開催された。軍縮・不拡散をめぐる当時の環境は、核軍縮の動きが停滞し、1998年のインドとパキスタンによる核実験等によって深刻な核拡散にも直面するという厳しいものであった。しかしNACや中間国である日本、オーストラリア、カナダによる活躍や議長の努力、そして何よりも多くの国家がNPT体制の重要性を認識し、これを壊すわけにはいかないという考えが共有されていたことでコンセンサスに至ることが出来た。

・会議の背景・

　2000年NPT再検討会議では過去5年間における核軍縮への逆風という国際情勢が背景にあった。1995年の決定に含まれる措置のうち、包括的核実験禁止条約(CTBT)は1996年9月に採択されたが、カットオフ条約については交渉が開始されず、核軍縮にもほとんど進展が見られなかった。STARTプロセスは停滞し、米国上院はCTBTの批准を拒否した。また、1998年5月にはインドとパキスタンが核実験を実施し、核不拡散体制に真っ向から挑戦する姿勢を示した。インドとパキスタンはNPTに加入していないため直接の条約違反という問題は生じないとしても、国際社会の大多数により支持されている国際核不拡散体制を傷つけるものであり、NPTの正当性を大きく損なうものであった。

またもっと広い意味では、国際社会一般の安全保障環境が悪化していたことが指摘できよう。米国のTMD(戦域ミサイル防衛)、NMD(国家ミサイル防衛)の開発によって、米国とロシア、さらに米国と中国の関係が大幅に悪化していたのだ。

・各国の主張・

①核兵器国の主張

会議の初日と二日目に核兵器国は一般演説を行ったが、そこでいくつかの重要な問題で核

兵器国の間にも大きな相違があることが明らかになった。しかし、第二週の初めに「共通声明」を発表し、5核兵器国の共通の立場を明らかにした。そこではNPTの強力かつ継続的支持を繰り返し、1995年の決定・決議へのコミットメントを再確認し、普遍性の必要性と遵守の必要性を強調している。さらに核兵器の究極的廃絶と全面完全軍縮条約への明確なコミットメントを繰り返し、1995年の行動計画には十分な進展があったと述べる。また、CTBT早期発効を確保するための努力への5核兵器国のコミットメントは疑いのないものであると主張した。

②NACとNAMの主張

NACは核軍縮分野において過去5年間において核兵器国による組織的で斬新的な努力は

行われなかったし、いかなる多国間条約も発効しなかったとの評価を下している。また戦略概念における核兵器の中心的役割を再確認する政策や核兵器の使用を伴う戦争の可能性などに大きな懸念を表明した。将来については、核兵器国が核兵器の全廃を達成するという明確な約束をし、次回検討期間の2000－2005年に加速された交渉プロセスに取り組み、核軍縮に導く措置をとるとの明確な約束をすることを第一に求めていた。

・主要な論点・

①NMD/ABM条約

米国のNMD計画この会議でも最も重要な問題の1つで、さまざまな議論が展開された。以下、前出「NPT運用検討会議の評価」『軍縮・不拡散シリーズ』No.6から会議の一部始終を紹介したい。

米国のオルブライト国務長官は、新たな脅威に対応するため、ABM条約を改正するのが当然だと発言したが、ロシア、中国、フランスは米国のNMD計画は戦略的安定を損ない、新たな核軍備競争を引き起こし、これまでの軍備管理軍縮協定を台無しにしてしまうと非常に強い口調で非難し、ABM条約を厳守すべきであると主張した。英国も、それほど厳しいものではないが、ABM条約の厳守を要請していた。

このような対立によって一時は会議進行の停滞が懸念されたが、その後5核兵器国による共同声明によって「ABM条約を維持しかつ強化する」という共通の立場が示され、NMDに関する議論を事実上棚上げすることに合意した。

②核廃絶への約束

この会議に向けてNACの最重要な問題は、核軍縮に向けて明確な約束を核兵器国から取り付けることであった。そこで上記にあるようにNACは、核兵器の廃絶を達成するという核兵器国による明確な約束、および今後5年間に交渉を加速させ一定の措置をとるという明確な約束を要求していた。それに対して5核兵器国は、核兵器の全絶および全面完全軍縮条約という究極的目標への明確な約束ということを繰り返していた。とりわけフランスおよびロシアが強く反対したが、最終的には核兵器国とNACとの間で妥協が成立し、「核兵器国による核兵器の全面廃絶に関する明確な約束」だけが最終文書に含められた。

ここで、既に多くの方が理解しているであろう合意に至った13項目を確認したい。ここには、会議で主要な論点となった「NMD/ABM条約」や「核兵器全廃を達成する核兵器国の明確な約束」など重要な問題、および今後とるべき具体的軍縮措置が含まれており、会議においても多くの注目を集めた論点が多数含まれている。

・13項目・

1. CTBTの早期発効を達成するための署名と批准の重要性と緊急性。

2. CTBT発行までの核実験モラトリアム

3. 核軍縮と核不拡散を考慮したカットオフ条約を5年以内に締結するため、軍縮会議での

交渉の必要性。

4.核軍縮を取り扱う適切な補助機関の軍縮会議での設置の必要性。

5. 核軍縮、核その他の軍備管理・削減措置への不可逆性原則の適用。

6. 核兵器の全廃を達成するという核兵器国による明確な（あいまいでない）約束。

7. STARTⅡの早期発効と完全履行、およびABM条約を維持し強化しつつ出来るだけ早期

のSTARTⅢの締結。

8. 米ロ、IAEA間の3者協定の完成と実施。

9. すべての国の安全保障を低下させずに、すべての核兵器国による核軍縮へと導く措置。

・核兵器の一方的削減の一層の努力

・核兵器能力と第6条による諸協定の実施の透明性の増加

・非戦略核兵器の一層の削減

・核兵器システムの運用状況の一層の低下

・安全保障政策における核兵器の役割の低下

・核兵器廃絶プロセスへの全核兵器国の関与

10. 余剰核分裂性物質をIAEA検証の下に置くための取決め。

11. 軍縮努力の究極目標としての全面完全軍縮。

12. 核軍縮の進展に関する定期報告。

13. 核軍縮の検証能力の一層の開発。

　**2005年再検討会議**

・会議の成果・

合意に達することができず、実質的な最終文書を採択することはできなかった。

以下ではこのような結果に至るまでの経緯を紹介していきたい。

　2005年NPT再検討会議が、5月2日より27日の4週間にわたってニューヨークにおいて開催された。そこでは核不拡散および核軍縮に関するあらゆる問題が議論され、条約の運用に関する検討を行い、今後の方向を定めることが期待されていた。しかし実際には会議は議題の設定など手続き問題の解決にその半分以上を費やし、十分な実質討議を行う時間がきわめて限られてしまった。その結果、議論は対立を残したまま合意に達することができず、会議は実質的な文書を採択することができなかった。国際社会としての意思を示すことができなかったことはNPT体制、ないしは核に対する各国の認識に影響を与えたものと考えられる。

・会議の背景・

　2000年の会議からの5年間における国際社会の変化はきわめて大きなものであり、2000年当時とは大きく異なる国際環境の中で今回の会議は開催された。変化は多岐にわたるが、その中でも特に会議に大きな影響を与えたであろう2点を指摘したい。

　1点目は核不拡散に関して、条約締約国であるイラク、イラン、リビア、北朝鮮などがNPTを十分に遵守せず、条約の違反あるいは不遵守という状況が現れてきたことである。これらは条約制作当時には予測されていなかった「第二世代の拡散問題」26と呼ばれるものであり、さらにこれらのいわゆる「ならず者国家」と並んで、テロリストなど非国家主体が核兵器を取得し使用される可能性が危惧されるようになった。

　2点目は米国の政策に大きな変化があったことである。クリントン政権からブッシュ政権への移行に伴い、核軍縮に対する態度のみならず国際社会における多国間主義から単独主義へ、国際法などの国際規範を重視する立場から軽視する立場への変化が見られた。具体的に米国は、自国の核兵器開発の可能性を妨げる包括的核実験禁止条約(CTBT)には強硬に反対し、さらに自国のミサイル防衛の展開を妨げる対弾道ミサイル(ABM)条約からの脱退を表明した。

・各国の主張・

　①核軍縮

5核兵器国はすべて、第6条の義務を遵守していると述べており、自国が核軍縮に積極

的に取り組んできたことを主張した。

他方NAMは核軍縮に導きえるような核兵器国による最近の動きを認めるにしても、核軍

縮の進展がスローペースであることに深い懸念を持つと述べており、またスウェーデンは「核軍縮と逆方向に進んでいる」と述べ、カナダも「軍縮の進展は軍縮会議(CD)の停滞により妨げられている」と批判的な見解を述べている。

②包括的核実験禁止条約(CTBT)

　この問題は、2000年最終文書に規定されているように、CTBTの早期発効および条約発効までの実験モラトリアムの維持に関する主張が一般的であり、各国の一般演説ではほぼすべての国がこれに言及していた。ロシア、英国、フランスはすでに批准しているので早期発効を求めており、中国はまだ批准していないが条約発効のための手続きを積極的に進めていると述べ、条約の早期発効を支持している。他方米国は、CTBTを支持しないし、CTBTを批准するつもりはないと明確に述べた。

・2010年再検討会議第一回準備委員会・

　2007年4月から5月にかけて、2010年再検討会議第1回準備委員会が開催された。2010年に向けたプロセスの出発点となる重要な会議であり、議題案を含む手続き事項に合意し、そのうえでNPT体制の維持、強化に貢献する実質的な議論を行い、NPTに対する国際社会の信頼を維持することが重要な課題であった。しかし、2005年再検討会議の対立などからイランが議題案の採択に反対した。その上、議論の内容も議長作業文書として準備委員会の報告書内で言及されることとしかならなかったので、内容としては「失敗」であった。

・2010年NPT再検討会議第二回準備委員会・

　2008年4月から5月にかけて、第2回準備委員会が開催された。前回から一変し、手続き事項に関する決定は滞りなく採択され、実質議論についても建設的な雰囲気のなかで進められた。さらに**5**核兵器国からも具体的なイニシアティブが示された。また、CTBTに関して一切の言及がないなど非常に限定的なものであるが、2000年再検討会議以来の5カ国共同声明が発表された。こうした一定の前進はありつつも、NPTの「三本柱」のどれを優先させるかという問題を巡る各国間の長年の対立構造によって、会議の最終報告の際に紛糾があり、議長がまとめた議論の内容は、イラン、合衆国などの異議によって前回同様に議長作業文書としての最終報告書内で言及されるのみにとどまった。

・2010年NPT再検討会議第三回準備委員会・

　2009年4月から5月にかけて、第3回準備委員会が開催された。このなかで、核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用、脱退、軍縮・不拡散教育等について、実質的討議が行われた。この中で、特に核軍縮については、最近の米露間における第一次戦略兵器削減条約(START I)の後継条約に関する交渉開始の合意、オバマ大統領による前向きな演説等を評価する発言が、西側諸国からのみならず、非同盟諸国からも相次いでなされ、準備委員会の雰囲気が大幅に改善されていた。核不拡散については、北朝鮮の核問題の解決を求める発言が非同盟諸国を含む多くの国からなされるとともに、イラン18については、その原子力の平和的利用の権利を認めつつも、国際的信用を回復するよう求める発言が西側諸国からなされた。結果、核不拡散の強化を求める西側諸国と、核不拡散の強化を原子力の平和的利用に対する制限と捉えてこれを警戒する非同盟諸国の対立が、引き続き看取された。

・2010年NPT再検討会議・

　最終文書の採択が危ぶまれていた2010年再検討会議だったが、「すべての国が、核兵器のない世界を達成し維持するために必要な枠組みを確立するための特別な取り組みをおこなう必要について確認する」と明記された最終文書が採択された。最大の対立点となったのは中東非核化構想であり、中東諸国は最終文書に「イスラエル」を明記し、同国にNPT加盟を求めるよう要求した。結局、最終文書には「イスラエル」が盛り込まれ、オバマ政権となったアメリカは譲歩した。前回の会議ではイスラエルをめぐる同様の構図が決裂の主因だったため、アメリカの姿勢の変化が鮮明となった。

この最終文書では、核兵器の使用による「壊滅的な人道的結果」への懸念を表明し、すべての加盟国が「国際人道法を含め、適用可能な国際法を遵守する必要性を再確認」している。NPT合意文書に国際人道法の遵守の必要性が述べられたのは初めてである。また、NPTの無期限延長を決定した1995年の再検討会議において採択された「中東決議」履行のための行動計画が合意され、消極的安全保証と「兵器用核分裂性物質生産条約(FMCT)」を主題とするCDハイレベル会議を10年9月に開催することが国連事務総長に促された。このように3つの重要事項に関する時間枠を伴う合意が残されたことも今回の再検討会議の成果であった。

・NPT条約の問題点・

１未締約国問題

NPT締約国は世界中で189カ国にものぼるが、イスラエル、インド、パキスタン、DPRKは核を保有しているのにもかかわらずNPT非締約国なのでNPTは適用されない。これら3国は近いうちにNPTに加入するとは考えられないため、NPT条約という直接的な手段ではなく、間接的な手段によって核不拡散体制に取り込むことが必要である。よって、これらの諸国が後述するCTBTを署名し、批准するように仕向けたり、これらの諸国を含めてFMCT交渉を早期に開始したりしなければならない。パキスタンが反対していることで当面はその参加は難しいかもしれないが、核軍備競争を質的側面と量的側面の両方から停止させることが重要である。

|  |
| --- |
| ２条約自体の問題 ・条約違反に対する罰則や制裁事項が規定されていない。 ・脱退可能である。  |

NPT条約自体の問題に関しては上記の2点が挙げられる。上記の問題点がある限り、条約に違反して核兵器の製造に着手する国がいたとしても個々の国が経済制裁などの制裁措置を行うしかなく、またDPRKのように、核開発を行うためにNPTを脱退する国がこれからも出てくることになる可能性がある。条約はなるべく多くの国が入っていることで効果を発揮されるが、NPT脱退といった事態が発生しうるのならばNPT体制は完全な核不拡散体制にあるとは言えず、NPT条約の意味は薄れてしまい、核不拡散の実現が遠のく。ゆえに上記の問題点を改善し、公平で完全な核不拡散体制の確立することが期待されるのだ。

**第三章　核実験・生産の禁止にかかわる条約**

現在、国連総会やCD(Conference on Disarmament:ジュネーブ軍縮会議)などにおいて、核実験を禁止するCTBT(Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty:包括的核実験禁止条約)の発効に向けた動きが活発である。よって今回の会議でも論点となりうる。では、この核実験禁止の意義や目的、その条約がどのような過程で進められたのか、また、条約の問題点や条約に関する最近の動向について見ていきたい。

・核実験禁止の意義・

　そもそも、核実験をする理由は何であろうか。当然のことであるが、核兵器を正常に使用するには核実験を行うことが不可欠である。核兵器を開発・生産・維持していくためにはこの技術的な問題がある。

　しかし、核実験の目的はこのような技術的な分野にとどまらない。核実験を行い、それが成功するということは、その国は核兵器を使用する能力があることである。これは他国に大きな脅威を与える。つまり、核実験をするということは、自国の能力を他国に対して誇示することで、抑止力となるのだ。冷戦期は米ソが核実験を頻繁に行い、互いに核兵器の威力を誇示し合っていた。

　次に、この核実験を禁止することでどのような効果があるのかを見ていこう。

　まず、第一の効果は核不拡散につながることである。核兵器を開発しようとする際、核兵器の技術や情報を蓄積させるためには核実験を行うことは避けられない。つまり、核実験の禁止によって、核兵器の実用化を防ぐことができる。そもそも、NPTによって非核兵器国は核兵器の開発をすることができないが、NPTが核兵器開発サイクルの入り口を閉じるものであるとするならば、核実験の禁止は核兵器開発サイクルの出口を閉じるものだということができる。核実験の禁止は、NPTと合わせて二重の面で核拡散を防止することができるのである。

　第二はすでにある核兵器の改良を抑えることである。核兵器国は核実験なしでは核兵器の改良、また新たな兵器の開発は不可能である。核兵器数の削減という量の面での核軍縮に対して、核実験の禁止は質の面での核軍縮といわれる。

以上の2つにより核実験の禁止は軍縮・不拡散の両面を持ち合わせているといえよう。

　第三は、信頼醸成措置(CBM)として役割である。各国の核実験を禁止することにより、国家同士の緊張を緩和させることができるのだ。

　第四は環境汚染を防ぐということだ。当然のことであるが核爆発実験を行えば、それによって生じる放射性物質により、地球環境に悪影響を及ぼす。これは、核実験の禁止による手段によってのみしか解決されない。

・PTBT(部分的核実験禁止条約・

　では、核実験を禁止する条約はどのような経緯で成立してきたのだろうか。初めに、核実験を禁止する条約として成立したのはPTBTである。1963年、アメリカ、イギリス、ソ連が中心となり条約交渉が進められ、同年にはすぐに発効した。PTBTは地下を除く大気圏内、宇宙空間、水中での核爆発を禁止している。

　なぜ、この条約が交渉開始から異例のスピードで発効できたのであろうか。理由は、技術的な進歩により、核実験が地下でも行うことができるようになったからである。アメリカ、イギリス、ソ連の3ヵ国は地下以外での核実験を停止してもおおきな影響がなくなったため、早期に条約が合意されたのだ。

　しかし、ここで留意しておかなければならないことは、フランス、中国はこの条約に批准せず、しばらくは大気圏内で核爆発実験を行っていたことだ。なぜなら、この当時両国には地下核実験の技術がなかったのである。

　PTBTの最大の特徴はやはり、地下での核実験は禁止していないことである。この点は、よく批判されるところであるが、核軍縮・不拡散に一定の成果を上げたことは事実である。最初から理想を追求しても、それを各国が合意をするのは極めて困難である。そのため、合意できるところから合意する現実的な方法を用いたという上で、大きな一歩だった。

　もう１つの特徴は条約に義務違反を監視、検証する制度を設けていないところである。これは、大気圏での実験は探知することが簡単であり、違反をすぐに見つけることができるからだ。また、当時は冷戦中ということもあり、このような制度を設けてしまうと軍事機密が漏えいしてしまうという懸念があったためでもある。

・CTBT(包括的核実験禁止条約・

　CTBTの条約交渉は1993年、CD(ジュネーブ軍縮会議)で始まった。条約の交渉が可能になった理由としていくつかあげることができる。

　第一は冷戦の終結である。冷戦の終結によって、米ロは新たな核兵器を開発する必要性がなくなった。また、核爆発実験による示威行為をする必要も同時になくなったのである。第二に、技術面での進歩により、核兵器の維持や小規模の改良ならばコンピューター・シュミレーションや未臨界実験のように爆発を伴わない実験が可能になったことである。第三に、核兵器国間で核拡散の脅威が認識されるようになったことである。冷戦後の国際情勢の変化によって核兵器関連物質の流出が現実となったり、中小国において核兵器保有の恐れが出てきたりした。このため、核兵器国は核実験全面禁止という犠牲を払ってでも、核不拡散をすすめる方がよりプライオリティが高いと判断したのだ。

　このCTBTは具体的には1994年に条約交渉が始まり、1996年に国連総会によって採択された。では、この2年間の経緯について見ていこうと思う。

CTBTの条約作成はCDにおいて、具体的な期限を設けての核兵器廃絶へ言及するかどうかといった問題や発効要件をめぐる問題によって、最終的な合意が得られないまま、交渉は事実上打ち切られた。しかし、この合意の得られなかったCTBT案は国連総会で異例に復活することとなった。CDでのCTBT草案に反対している国はインドのみであり、大多数の国は賛成していると考え、CTBTを熱心に進めてきたオーストラリアを中心とするグループはこれを自国提案として国連総会に提出した。そして、圧倒的多数の賛成により採択され、条約の署名、批准が開始されたのだ。

　次に、このCTBTの概要について見ていこうと思う。CTBTは「核爆発を伴うあらゆる実験を禁止すると同時に、締約国が自国も領域を核爆発実験に使用させたり、他国の核爆発実験を援助したり、あるいは参加したりすることを一切禁止する」とされている。しかし、先程も述べたが、核爆発を伴わないコンピューター・シュミレーションや未臨界実験は禁止されていないことに留意しておかなければならないであろう。

　また、CTBTはPTBTと違い条約の履行を確かめるための検証制度が設けられている。締約国会議、地理的配分に基づく51ヵ国からなる理事会、監視ネットワークを担当する国際データセンターの3つの内部機関からなるCTBTO（CTBT機関）を設けている。その中の、国際データセンターは地震波探知ステーションや放射性降下物探知ステーションなどの世界的な監視システムを整えている。

・CBTC発効の条件と未批准国・

　CTBTは2013年9月現在、まだ発効されていない。CTBTを発効させるためにはIAEA(国際原子力機関)の定めた44ヵ国の批准が条件となっている。これは一定のレベルの原子力関連施設を保有していると確認された国々からなる。現在、発効に必要なこの44ヵ国のうち未批准国は、アメリカ、中国、イスラエル、イラン、エジプト、インドネシアの6ヵ国である。これらの国々は、署名はしているが批准はしていない。一方、署名もしていない国は、インド、パキスタン、北朝鮮である。

　N5で批准していないのは、アメリカと中国である。アメリカはブッシュ政権時代、CTBTという名のつくものには一貫して反対してきた。その理由としては、監視体制による核実験の抑止効果に対する不信感や新型核兵器を開発する際の核爆発実験の必要性などによるものである。一方、中国は批准の姿勢はみせているものの、アメリカの批准が条件だとして、批准を留保している。

　また、インドや北朝鮮は署名に応じる姿勢を今のところ全く見せていない。しかし後にも述べるが、アメリカはオバマ政権となり、CTBT批准に前向きな姿勢を見せている。アメリカが批准することとなれば、今後CTBT発効に向けて大きく動き出すこととなるだろうと期待されている。

・CTBT発効に向けた取り組み・

　次に、CTBT早期発効に向けた、いくつかの取り組みを紹介していこうと思う。まずは、発効促進会議である。発効促進会議は現在まで6回行われている。CTBT未批准国に対して、早期批准を求めたり、核実験のモラトリアムの継続を求めたりする宣言を採択している。また、有志グループとして、CTBTに積極的な日本、オーストラリア、オランダが中心となり、CTBTフレンズというグループが作られ、同様に、未批准国にたいして批准するよう働きかけている。この結果、発効に必要な44ヵ国ではないものの、途上国において批准が着実に増加している。

　また、国連総会においてはメキシコが毎年、『Comprehensive Nuclear-Test-ban Treaty』という決議を出しており、毎回圧倒的多数の賛成で採択されている。

・最近の動向・

　CTBTに関して、最近、最も大きく変わったのはアメリカの態度である。アメリカはオバマ政権となりブッシュ時代の核政策から大きく変化した。

　アメリカは安全保障理事会で自らがイニシアティブをとり「核なき世界」案を全会一致採択させた。この決議の中でCTBT未加入国に早期に加盟するように求める文言が盛り込まれている。今まで、CTBTに反対していたアメリカが自らCTBT批准に向けて本格的に取り組んでいくことを表明したのだ。この姿勢は今まで停滞していたCTBTプロセスを大きく前進させることになるであろう。

　また、アメリカは2009年9月に開かれた第6回CTBT発効促進会議に10年ぶりに復帰した。アメリカは、ブッシュ政権以来、第1回会議から欠席をし続けてきた。当会議は、クリントン国務長官が出席し、「米国はCTBTが世界の平和と安全保障に貢献すると考えている」と述べ。早期批准に努めることを強調した。

　さらに、64会期の国連総会第1委員会では、日本の提出する決議に初めて、共同提案国となり、9年ぶりに賛成票を投じた。

　このようにアメリカはCTBT批准に積極的な姿勢を見せており、今後発効に向けて世界は大きく動き出すことになるだろう。

　しかし、北朝鮮は昨年核実験を行っていたり、インドはアメリカが賛成に回った総会の日本案に反対したりと、CTBT発効にはまだ多くの課題が残されている。今後の各国の動きが注目される。

・カットオフ条約(兵器用核分裂性物質生産停止条約)・

・カットオフ条約とは・

　カットオフ条約とは、FMCT(Fissile Material Cut-off Treaty)とも呼ばれ、兵器用の核物質の生産禁止、管理によって核不拡散・核軍縮の実施を求めた国際条約のことである。1992年、ロシアのエリツィン大統領によって提唱され、1993年、クリントン大統領が国連総会でこれを支持したことから交渉が開始された。同年、カットオフ条約の提案は国連総会で受け入れられ、ジュネーブ軍縮会議(CD)において議論することが決定された。1995年、FMCT特別委員会の設置が決定し、1998年、インド・パキスタンの核実験による反核運動の活性化を背景に、FMCT特別委員会が設置されたが、非同盟運動（NAM）諸国のカットオフ条約は核軍縮交渉と同時並行で進めるべきとの主張をめぐって議論は決裂し、同委員会を1999年に再設置することができなかった。2000年のNPT再検討会議では、CDに対し、カットオフ条約の即時交渉開始および5年以内の妥結を含む作業計画への合意が奨励されたが、中国が「宇宙空間における軍備競争の防止」(PAROS)の同時交渉の開始を訴え、アメリカと対立したことにより議論は行われず、交渉は再開されていなかった。2009年にカットオフ条約の交渉が再開されたが、それはカットオフ条約の今後で述べることにする。

　カットオフ条約の主な内容は、(1) 核爆発装置の研究・製造・使用のための兵器用核分裂性物質の生産禁止、(2) 他国の兵器用核分裂性物質の生産に対する援助の禁止、(3) 条約遵守を検証する措置の受け入れ、があげられる。

・カットオフ条約の意義と問題点・

　カットオフ条約の意義は、核兵器国及びNPT 未締結国（インド、パキスタン、イスラエル、そしてDPRK）の核兵器製造能力を凍結することにある。なぜなら、NPTによって非核兵器国に対する兵器用の核物質の生産禁止がもうすでに規定されているからだ。また、もうすでにアメリカ、ロシア、イギリス、フランスは兵器用核物質の生産停止を一方的に宣言している。この条約が発効することによって得られる効果は、4点ある。(1)核保有国の一方的に基づく兵器用核物質の生産停止の法制化、(2)兵器用核物質の生産停止に対する検証の実施、(3)中国および、核疑惑国に対する生産停止義務の発生、(4)核テロリズムの防止である。

　しかし、問題点も多くある。1点目に、核分裂性物質(ウラン・プルトニウム)が平和利用目的のものか、軍事目的のものなのかがわからないということだ。日本を含め、原子力発電所を有している国家では、核分裂性物質を生みだす。軍事転用の可能性を常に含む。一方的に規制をすることは核の平和利用の権利を奪うことになる。2点目に、既に生産されている核分裂性物質の扱い、所謂ストックパイル問題だ。カットオフ条約において、カットオフの対象を「将来の生産分」とするか、「過去の生産分(ストックパイル)」を含めるか、という議論だ。「将来の生産分」のみを議論の対象とすることは核不拡散のみに焦点が絞られており、NAM諸国から、ストックパイルを規制することによって、核保有国の核軍縮を進めようという動きがある。その結果、核保有国と対立している。3点目にIAEA/NPT保障措置の不完全さが挙げられる。調査をしても、使用済み燃料の測定誤差、物質収支区域間の計量誤差、廃棄物への混入など、通常で5 ％（東海再処理工場の実績では3.3％）程度の帳簿上の在庫と実在庫との差（不明量）が生じる。日本、六ヶ所村の再処理工場では、30キログラムのプルトニウムの誤差を生む。これは核爆弾10発分のプルトニウムに相当する。すなわち、IAEA/NPT保障措置の強化がカットオフ条約に求められている。最後に、カットオフ条約とNPTの関係が問題になる。核疑惑国がカットオフ条約に調印することは、核分裂性物質の生産は停止するが、NPTに調印していないので、核兵器は持つ権利がある、すなわち核兵器を所有したことを意味する。

・カットオフ条約の今後・

　唯一の多国間軍縮協議の場であるジュネーブ軍縮会議は2009年5月29日に兵器用核分裂物質生産禁止(カットオフ)条約の交渉開始を盛り込んだ今後の作業計画についての議長案45を採択46、交渉開始で合意した。オバマ大統領が検証措置付きの条約を受け入れる方針を示したこと、パキスタンが交渉開始の受け入れを表明したことにより、カットオフ条約交渉再開の流れが作られた。もちろん、イスラエルなどカットオフ条約に消極的な国もある。しかし、交渉が再開されたことはカットオフ条約発効に向けて、大きな意味を持つ。

**第四章　各国の動向**

ここからは、今回の議題である核問題について鳥取模擬国連に参加する各国の動向や歴史について記述していく。これと自分で調べた情報を照らし合わせて、本番での自国の方針を考えてみるのもよい。

・正規核保有国・

　（Ⅰ）アメリカ合衆国とロシア連邦

アメリカとロシア（ソ連）は20世紀半ばから、競うように核開発を進めてきた。冷戦後まで米ソ間では熾烈な核兵器増強競争が展開され、今日においてもオーバーキル（過剰殺戮）状態が続いている。ここでは各国の説明の前に、簡単に米ソ（米露）間における核軍縮に関する条約について取り上げる。

・冷戦期・

　1969年戦略兵器制限交渉

軍備拡張競争抑制のために行った、核兵器の数を制限する条約締結を目指した交渉。MAD（相互確証破壊）理論から、先制攻撃を防ぐために防御兵器を制限。

　1972年対弾道迎撃ミサイル（ABM）条約

防御兵器である対弾道迎撃ミサイルの展開を一般的に禁止し、一定の範囲内で例外的に認めるもの。しかし、ブッシュ政権下で米国のミサイル防衛の必要性が強調され、2002年6月に失効となった。

　1972年SALT1

ABM条約と同時に締結され、大陸間弾道ミサイルと潜水艦発射弾道ミサイルの現状を凍結するもの。数としてはソ連有利に見えるが、実際は多弾頭の技術を持っていた米国に有利なものであった。1977年10月に期限切れで失効。

　1979年SALT2

戦略的兵器を包括的に規制対象とし、米ソ両方に平等な規制を適用して一定の上限を設けたが、実際にはほとんど影響を与えなかった。79年のアフガン侵攻により正式には発行されなかった。

　1987年中距離核戦力（INF）全廃条約

中距離核戦力＝ソ連と西欧間の戦域における核戦力のこと。ソ連が東欧諸国にこれらの核戦力を配備したのが原因で交渉が開始された。条約発効から3年で完全履行されるとともに、相互間における査察団の派遣が初めて合意された。

　1989年マルタ会談

ソ連のゴルバチョフと米国のブッシュの間の会談。冷戦が終結した。

・冷戦後・

　1991年STARTⅠ

①戦略運搬手段を7年間で1600まで削減②弾頭数を6000まで制限③ソ連のみが保有している重ICBMは50％削減、移動式ICBMの弾頭数を上限1100とする、などの内容。INF条約よりも対象兵器の幅が広く、厳格な内容だった。

※リスボン協定

ソ連解体に伴い、ロシア・ベラルーシ・ウクライナ・カザフスタンと結ばれたもので、ロシア以外の3カ国に対し7年以内の核兵器撤去や早急なNPT条約加入を求めたもの。これにより94年にSTARTⅠが発効。

　1993年STARTⅡ（未発効）

93年に署名され、内容は①両国の核弾頭数を3000～3500に制限②個別誘導複数目標弾頭装備のICBMを全廃③重ICBMを全廃④潜水艦発射弾道ミサイルを1700～1750に制限、であったが、新たにSORT条約を作成したブッシュ大統領の意向により未発効。

　2002年SORT（戦略攻撃力削減）条約

①両国が2012年までに戦略核弾頭を1700～2200以下に削減②STARTⅠが効力を持ち続けることの確認③二国間履行委員会の設置、という内容。しかし、核弾頭の削減方法や削減後の取り扱い、検証制度が盛り込まれていないという問題点があり、非難されることも多い。

　以上を念頭に置いたうえで、以下アメリカとロシアの各政策について記述する。

・アメリカ・

　冷戦の終結によって唯一の核超大国となったアメリカは、1990年代以降、START(Strategic Arms Reduction Treaty)やロシアとの間で締結したモスクワ条約を通して核軍縮を行ってきた。そして2009年に大統領に就任したオバマによって核軍縮は更に進められることとなった。2009年4月にチェコの首都プラハで演説を行ったオバマは、核兵器を使用した唯一の国として「(核兵器廃絶に向け)行動する道徳的責任がある」「明確に確信をもって核兵器のない平和で安全な世界の追求に米国が関与する」ことを宣言し、そのための戦略として、核なき世界の実現、NPTの強化、テロリストからの核兵器と核物質の保護の3つを掲げた。これらを具体的に政策化したのが2010年4月6日に公表されたNPR(Nuclear Posture Review:核戦略の見直し)である。このNPRでは以下の5つの主要な目標とそのための具体的な方策を掲げている。

　1 、核の拡散防止と核によるテロの防止

・ グローバルな核拡散防止体制の強化と、世界中の核物質を安定化する努力を加速させるための、具体的な道筋を明確化する。

・ 核兵器不拡散条約(NPT)の義務を履行するための米国の責務を再確認する。

・ テロリストが大量破壊兵器を入手し使用することを支援したり可能にするいかなる国家、テロリストグループ、又は非国家組織にも、十分に責任を取らせるための米国の関与を継続する。

　2 、米国の核戦略における米国の核兵器の役割の縮小

・ NPT を締結し、その核不拡散の責務を果たしている非核保有国に対しては、米国は核兵器を使用し、又は使用すると脅したりしない。

・ 核兵器保有国に対しては、米国と同盟国のきわめて重要な利益を護るために非常に限定的な状況で核兵器の使用を考慮する。

　3、核戦力を削減しても戦略的抑止力と安定性を維持

・ ロシアとの新たなSTART 条約により、戦略核弾頭を1,550 発に制限する。大陸間弾道ミサイル(ICBM)、潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)、戦略核爆撃機については新条約のもとでも維持する。

・ 新START 条約後のロシアとの核軍縮のために、非戦略的核兵器等についても削減を推し進める。

　4 、地域における抑止の強化と米国の同盟国への再保証

・ 地域的な安全保障機構を強化するために、ミサイル防衛や通常戦力の強化を含めて、包括的な方策を講じる。

・ 米軍と同盟国に対して地域的な核の脅威が存在する限り、抑止には核が必要である。

・ 米国の拡大した抑止力の信頼性や有効性を確保するために、同盟国と緊密な協議を継続する。

　5、 安全で、安定的、効果的な核兵器保有の維持

・ 核兵器が存在する限り、米国は安全で安定的、効果的な核戦力を維持する。新たな核兵器を開発する代わりに、現有核弾頭の寿命を延ばす。

・ 米国は核実験を行わず、包括的核実験禁止条約(CTBT)の批准を目指す。

・ 現有の核兵力への投資を増やす。

・ロシア・

　ロシアは冷戦期のアメリカとの熾烈な核軍備競争により、アメリカ以外の他の核保有国に比べ、何倍もの核兵器を保有するとされている（例えば戦略核弾頭数はイギリスの160個に対して、ロシアは2,668個である）。NPTにおいてロシアはこのような背景から核保有国の中でも、核削減にむけて積極的な姿勢を見せなければならない国だと言える。その実例として、ロシアと同じく他の核保有国に比べ圧倒的な数の核兵器を保有するアメリカとNPT第６条の核軍縮義務に基づき実質的な削減交渉を度重ね、これまで多くの核兵器を廃棄してきている。2010年４月にもチェコのプラハで露米の新たな戦略攻撃兵器削減条約が結ばれた。

　今回のNPT再検討会議においてロシアは優先事項として、

①全ての国の加盟によるＮＰＴの包括化

②対等原則に基づく安全保障と「核なき世界」実現の両立

③国際原子力機関（ＩＡＥＡ）の監督機能強化

④原子力の平和利用に向けた根本的に新しい国際協力の仕組みの創設

を提案した。また、核武装の口実となる安全保障問題を解決した上でイスラエルやパキスタン、インド、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）を条約に引き込むと同時に、自国が主体となっているウラン濃縮センターなどで途上国にも原子力利用を促す仕組みを作ることを目標に会議に臨んでいる。

　NPTは核保有国と核不保有国の間の不平等がネックであるが、ロシアは核削減に向けた努力を見せ、国際的安全保障の向上を目指し、核不拡散体制の強化に貢献していく意志を示している。

・中華人民共和国・

　核軍縮に関して、中国はすでに1960年代初頭から、核兵器全面禁止及び核兵器徹底廃絶の核軍縮を主張し、そのための国際法律文書の締結を呼びかけてきた。中国は核兵器を保有したその日以降、世界の軍拡の流れには乗らずに、核保有国として自国に課された軍縮の義務の履行を確実に行っている。中国は、①核兵器の全面禁止と徹底廃絶の主張と核兵器のない世界の実現、②核戦争を防ぐための核兵器の先制不使用の呼び掛け、③核保有国として自国に課された核軍縮の義務を履行し、世界の軍事力規制に努める、④非核兵器国に対する安全保障の提供を重視し、世界の平和と安全を維持する、といったことを念頭におき、世界の核軍縮に貢献している。

　上記①に関しては、2004年4月に開かれた『核兵器不拡散条約』(NPT)2005年運用検討会議第三回準備委員会において、中国が提出した“核軍縮及び戦争のリスク減少問題に関する提案”レポートの中で、核兵器保有国ができる限り早期に核兵器の全面的禁止、廃絶を誓約し、同時に国際法律文書を締結するよう呼びかけた。②に関しては、核兵器保有国の核兵器の先制不使用に関する多国間条約の締結に積極的に取り組み、国際会議の中でもそのことを強く呼びかけている。③に関して、中国は核兵器を保有したその日以降、核保有国としての自国の義務をしっかりと履行し、世界の軍拡競争には参加せず、自国の防衛にとって最低限必要な限度の核兵器しかもっていない。中国は自国のある地域の核兵器研究製造基地を閉鎖して、『核実験全面禁止条約』（CTBT）の締結を積極的に支持している。④に関しては、2000年以降、中国は国連総会第一委員会及び軍縮会議において、一貫してその他の核兵器保有国に対し無条件で、全ての非核兵器国家に安全保障を提供するとともに、この問題について速やかに国際法律文書の交渉を行なって合意を締結するように呼びかけている。

　核不拡散の面では、中国は1992年に『核兵器不拡散条約』に加入し、この条約の核兵器拡散防止に関わる義務を厳格に履行しており、いかなる国家においても核兵器が拡散することについて反対している。中国は「アジア太平洋経済協力会議（APEC）」、「東南アジア諸国連合（ASEAN）地域フォーラム」などのメカニズム内における核拡散防止問題の討論に参加するなど、核不拡散の実現に向けて積極的な外交を行い、この問題の解決には大きな国際協力が必要であると主張している。

　原子力の平和利用に関しては、中国は1984年に『国際原子力機関』（IAEA）に加盟してから、規定されている核兵器拡散防止を目的とする保障監督面における義務の履行を誓約し、積極的にその平和的核エネルギー利用の促進と保障監督活動の強化に参加している。また中国は積極的にIAEAの技術合作活動を支持し、参加している。IAEAの保障監督下で核エネルギー平和利用国際合作を行なうために、現在、すでに17カ国と政府間の核エネルギー平和利用の協力協定を締結している。

・非正規核保有国・

・イスラエル・

　イスラエルは、核兵器を所有していることが確実視されているが、イスラエル自身は核所有について公言しないという曖昧な方針をとっている。したがって核保有疑惑国という位置付けになる。イスラエルは『核拡散防止条約』（NPT）への加入を拒んでおり、その理由としては、①NPT体制外の核保有国が存在すること、②NPT加入国でもイラク、シリア、リビア、朝鮮民主主義人民共和国、イランなどの核保有またはその疑惑の発生を防ぎきれていない、ということが挙げられる。NPT体制外であるため当然ながら国際原子力機関（IAEA）の査察も受け入れてはいない。また、新アジェンダ連合(New Agenda Coalition)案とは別に、イスラエルのNPT加入を要求する決議｢中東における核拡散の危機｣が総会で圧倒的多数の賛成により通っている。

また、イスラエルは特に中東諸国との間に大きな問題を抱えており、中東非核武装地帯構想こそ持っているものの他の国とは違い自国の国家承認を条件としている。因みにアラブ諸国はイスラエルの核放棄を先行要件としている。

・インド・

　インドはこれまでにも数回の核実験を行っており、核兵器の保有を宣言しているが、この条約が制定時の核兵器保有5か国にのみ核兵器保有の特権を認め、それ以外の国には保有を禁止する不平等条約であるため未加盟である。またインド国内では、核エネルギーに

よる発電のプロジェクトを政府が打ち出しているためNPTによって核エネルギー取引が制限されることを嫌がっている。

　しかし近年では、アメリカの協力のもと、核の取引を国際的に認めてもらおうという動きや、核兵器を放棄しなくても自らを国際的な安全保障の枠組みに入れようという動きがみられる。

2003年1月には、インドの安全保障閣僚会議が、以下を主な内容とする「核ドクトリン」を発表した。

–信頼できる最小限の抑止力の構築・維持

–核兵器の先制不使用

–非核保有国への核兵器不使用

この内容からもわかるように、インドは核兵器の平和的な保有を目指している。

以上述べてきたとおり、インドは1947年の独立以来一貫して核エネルギーの平和利用を目指している。それでもなお核兵器を破棄しようとしないのは、隣国、特にパキスタンと中国を意識しているためで、インド内の核兵器プログラムに対する政治的サポートは強く、政界全体にわたるものとなっている。

　なお、インドも非同盟諸国のひとつである。

・パキスタン・

　パキスタンはムスリム国家であり、政教分離国家であるインドとの間で建国理念の対立がおこって、結果として1971年の第三次印パ戦争でパキスタンは敗れた。ブットー大統領は「国民が草を食べてでも核開発を」というように手段を問わず、犠牲をいとわず、核兵器の開発を翌年から進め、1998年の核実験へと向かっていくことになる。このパキスタンの核開発は、インドが1998年5月に2度の地下核実験を実施したことに起因する。パキスタン政府は、核兵器及びその運搬手段については、もっぱらインドに対抗するためのものであり、インドからの攻撃を防ぐために「最低限の抑止力」を保有して「最大限の抑制」をもって責任ある態度で対応することを各政策の基本方針と説明している。また、核実験のモラトリアムを継続し、さらに2004年6月の核の信頼醸成に関する印パ共同声明で、究極の事態にならない限り、双方が核実験のモラトリアムを継続することに合意した。

　次に核不拡散についてだが、2004年9月に輸出管理法（「核・生物兵器及びその運搬手段にかかる物品、技術、資材及び装置に関する輸出管理のための法律」）を制定し、同法に基づき「戦略輸出管理局（SECDIV）」を置くなど、輸出管理の実施に当たる体制を整える等の努力を行っている。

　パキスタンが核開発を急ピッチで進めた理由には、①対立するインドの脅威による国家存続の危機感があったこと、②国際的弱者の立場にいる自分たちが大国と対等に渡り合うための手段としての核兵器（通常兵器での劣勢を無効にする“on par”の考え）、③西洋への対抗意識、があげられる。

　パキスタンも非同盟諸国のひとつである。

・中間国・

　このカテゴリに属する主な国はNATO――特にNATO5、日本、オーストラリア、そしてカナダ（頭文字をとってJACという場合もある）などである。これらの国々は、核軍縮において、N5（核保有国）と非同盟諸国（NAM）や新アジェンダ連合（NAC）との中間的な立場をとっており、核軍縮・核廃絶には前向きな姿勢は見せているものの、あくまでもN5には漸進的な核軍縮を求めている。

　NATO5とはドイツ、ルクセンブルク、ベルギー、オランダ、ノルウェーのことで、NPT再検討会議2000においてこれらの国が、NATOの中でも柔軟な行動を見せたことからそう呼ばれるようになった。これらの国は核保有国とNACの間の仲介役を積極的に努めるなど、この議題に対して主導的に取り組んでいた。また、最近ではNATO全体での核廃絶への機運が高まりつつある。

　注目すべき点は、NATOおよびJACの国々が、西側の核保有国と良好な関係を築いているという点である。NATOの一部はアメリカと核の共有を行っており、また、東アジアの核を脅威に感じている日本は核の傘を用いている。そして、これらの国々が総会第一委員会において共同提案者として提出している決議案はごく少数の反対により可決されており、64会期ではアメリカが共同提案者に加わった。

　今回はカナダについて説明する。

・カナダ・

　カナダも日本やオーストラリアと同様、核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用の３本柱すべてに対して積極的な立場をとっている。北朝鮮やイランの動きを非難するとともに、原子力の平和的利用については、2007年のNPT運用会議のための準備委員会で、「核不拡散体制を強化しつつ、原子力の潜在力を利用するための新しいルールに基礎をおく無差別なイニシアティブを開発できるなら大きな世界的便益が生じる」と述べた。

　カナダ下院議会外務・貿易常設委員会は1998年12月、自国の核政策を二年がかりで見直した報告書『カナダと核の挑戦―二十一世紀のために核兵器の政治的価値を下げる』を発表した。報告書作成過程では、多くの非政府組織の代表や市民の意見も参考にされたという。上記の報告書の中で委員会は、核軍縮へのカナダの役割について、「核開発能力を有しながら核開発をしなかった最初の国である」と宣言した。その上で「カナダには人類を覆う核の脅威を終わらせるために指導的役割を果たすビジョンも能力も、信用性も持ち合わせている。次の千年期へと入る私たちの目標は、すべての人々にとってより安全で、より良い世界を築くことである」とうたい上げている。中身についてだが、15項目にわたる勧告では、新アジェンダ連合諸国や北大西洋条約機構（ＮＡＴＯ）加盟国との協力強化などで軍縮促進を図る。国民に対しては「核兵器依存に伴う人的、経済的、環境コストや、国際平和に及ぼす影響などについて、政府は情報を提供しなければならない」としている。核の先制攻撃を認めたＮＡＴＯの核政策の見直しや、ロシアの核兵器解体に伴う経済的支援の実施なども盛り込まれている。

　また、2004年4月にワシントンで発表された北大西洋条約機構（ＮＡＴＯ）新戦略概念の策定に当たって、カナダはドイツともに「核兵器先制不使用政策」の採用を主張したが、結局取り入れられることはなかった。その後2005年のNPT運用再検討会議では、ＣＴＢＴ（包括的核実験禁止条約）を合意文書に盛り込むことを強硬に拒んだアメリカに対し、「もし、ある政府が、自らの都合で過去の約束を反古にしたり、放棄したりすることがあるのなら、安全保障において国際協力や信頼を築くことはできない」と、名指しを避けながらも非難した。

　ちなみに、第63回国連総会第一委員会では非同盟諸国案にのみ反対しており、それ以外の案に対しては賛成を表明している。

・新アジェンダ連合・

　新アジェンダ連合(New Agenda Coalition)とは、核兵器廃絶の実現を目指して共同行動をとっている、スウェーデン、アイルランド、ブラジル、メキシコ、ニュージーランド、エジプト、南アフリカの非核保有国７カ国のことを指す。これらの国々の主張の中心は「核兵器のない世界を」というもので、共同宣言では、核兵器国のみならず、核能力国（インド、パキスタン、イスラエル）に対しても核兵器の廃絶を求めるとともに、廃絶に至るまでの間、先制不使用の約束や、法的拘束力のある消極的安全保障の提供などを提唱している。新アジェンダ連合は、1998年以来の核軍縮、特に、2000年のNPT再検討会議において、核保有国による核兵器廃絶の「明確な約束」を明記した最終文書を採択するにあたって、重要な役割を果たした。また、同年に開かれた国連総会第一委員会において、新アジェンダ連合が中心となって提案された核兵器廃絶決議が、圧倒的多数の賛成で採択された。

　今回は南アフリカについて説明する。

・南アフリカ・

　南アフリカ政府は、1970年代に核兵器開発に着手した。ポルトガル帝国の崩壊後、ソ連がアフリカ南部に影響力を広げ、アンゴラとモザンピークが独立したため、もはや欧米諸国に｢核の傘｣による保護を頼ることはできず、自国の｢抑止力｣の開発に踏み切ったのである。その後、国際社会には南アフリカが実質的な核保有国に並んだという認識があった。しかし、ソ連の共産主義体制の崩壊などにより、デクラーク元大統領は、国民の大多数を占める黒人を代表する諸政党との間で、対話により解決を図るという歴史的決断をし、長期にわたる激しい構想の後では核兵器や軍事力に頼るよりも、話し合いによる合意が長期にわたる安全保障をより確実にもたらすという結論に達した。それゆえ、1989年、デクラーク元大統領は自国の核兵器を解体するように命じた。さらに、1991年7月10日にＮＰＴに加盟し、約2カ月後の9月16日に国際原子力機関との間で包括的保障措置協定に署名した。

　旧ソ連共和国の中には、1990年代初頭に独立した後、核兵器を放棄した国もある。しかし、南アフリカは、自国が開発した核兵器を自発的に放棄した唯一の国である、1994年に行われた南アフリカ初の完全に民主的な選挙に勝利して以来、アフリカ民族会議政権は、デクラーク元大統領が着手した核軍縮と核不拡散の取り組みを推進している。南アフリカはすべての主要な不拡散条約に加盟し、誠実に遵守するとともに核兵器全廃を求める上でアフリカや国際社会に先頭に立っている。

・その他の国・

　以上に上がってない国でも多くの国が核に対する考え、行動を明示しており様々な議論がなされている。その中から今会議にはスイスとマレーシアが参加する。

・スイス・

　スイスは永世中立国、核を持たない中立な国と思われがちですが実は元核武装国です。核実験こそ行われませんでしたが実験場は決定しており政治家が命令すればいつでも核実験が可能なレベルに達していました。1988年に正式に核計画は廃棄されました。過去の核所持の表立った理由はドイツの冷戦時代における防衛手段でしたが実際は脅威であるソ連への対策でした。核拡散防止条約の会議では南アフリカなどと協力し核使用の非人道性に関する共同声明に賛同する国を募っている。その趣旨は核の不使用である。日本も声をかけられている。

・マレーシア・

　マレーシアの根本にある考えは核廃絶である。また軍縮会議の重要性も主張している。主な意向は新アジェンダ連合と似ているところが多いがマレーシアはアジアの非核兵器地帯の拡大を強く呼び掛けている。大国ロシアやアメリカやイギリスが核を持っていることに脅威を感じているところもある。ロシア、アメリカに懸念を抱いているのも、2002年にモスクワ条約が調印されたもののこの条約では核兵器削減の期限などの記載が曖昧なため疑念を抱いているからです。また、マレーシアの核廃絶の展望は原水爆禁止2004年大会国際会議にてフセイン・ハニフが提唱しているので参考にするとよい。

**第五章　各グループの決議**

　この章では各グループの決議の違いを見てほしい。各グループの核軍縮に対するアプローチの違いを確認し、会議に役立ててほしい。

・NAC決議・

　NPT再検討会議の成果文書等、過去の誓約の履行を要求することに焦点を当てている。第66会期においてもその方針に変更はない。

　NAC決議の特色として、NPT未加盟国のインド、イスラエル、パキスタンに名指しで非核兵器国として迅速かつ無条件に加盟を要請している点、北朝鮮にNPTの復帰を求めている点が挙げられる。

　66会期において、2010年の再検討会議の行動プラン5が引用され、核兵器国に対してより明確に要求するものとなっている。しかし、再検討会議の成果文書では行動プラン5の誓約を核兵器国が2014年の準備委員会に報告するものであったが、NAC決議においてはNPT締約国が監視できるよう核兵器国が定期的に報告書を提出するものに変わっており、それに関して核兵器国から批判があったものと思われる。

　 NPTの遵守と再検討会議での決定を遵守することを要求する主文37とインド、イスラエル、パキスタンにNPT加盟を求める主文38が分割投票に附されている。

第66会期においてNAC決議は反対6（フランス、DPRK、インド、イスラエル、英国、米国）、棄権4（中国、ミクロネシア、パキスタン、ロシア）で採択されている。

・他国の投票理由・

中国

　中国政府はNAC決議の原則を支持していることにかわりはなく、過去のNAC決議には賛成を投じてきた。

　いくつかの要素が2010年の再検討会議の成果文書と違っている、成果文書の内容を変えるべきではない、したがって棄権を投じた。

米国

　2010年のNPT再検討会議の行動プランを正確に反映していない。

　この決議はNPTの3本の柱のバランスを欠いている。

　イランの義務違反を書いていない。

　英国、フランスも同意見であり、よって3ヶ国は反対を投じた。

NAM決議

　NAM決議は核兵器廃絶に時間的枠組みを設けること、核兵器の非合法化、法的拘束力を有する消極的安全保証や先制不使用、米ロ以外の核兵器国も削減交渉に加わること、非戦略核兵器の削減など、JAC決議に比べ急進的であり、核不拡散よりも核軍縮に重点を置いている。コンセンサス方式のNPT再検討会議では核兵器に対して漸次的な成果文書しか採択されないので、国連総会第一委員会におけるNAM決議は核軍縮におけるあらゆる手段が明記されており、一定の国が反対しても決議を通そうとする姿勢がみられる。

第66会期において、2010年NPT再検討会議の核軍縮のための22の行動プランの履行が加わり、より核軍縮対して積極的な姿勢を見せた。

上記の22の行動プランの履行に関する文言39とFMCTに関する文言40が分割投票に附されている。

この決議は第一委員会を反対18、棄権48で採択されている。

・他国の投票理由・

パキスタン

　パキスタンは核兵器の完全撤廃と同様核軍縮という目標も支持している。

　この決議がNPTの成果文書の完全履行を言及することを含む必要はない。

　FMCTの交渉開始にはパキスタンは反対である。

中国

　中国は核兵器の完全な禁止と完全廃絶を主張してきた。

　最終的に核兵器のない世界への達成となる核兵器の危険性の低下させる取組は支持している。

インド

　時間的枠組みを設けた核兵器の廃絶というこの決議の主旨には賛成している。

　インドの安全保障上の理由のためNPTに言及している決議には賛成できない。

JAC決議

　JAC決議は核兵器廃絶を「現実的かつ漸進的な取り組みによって目指す」いわゆるステップ・バイ・ステップのアプローチと国際社会から広い理解と支持を得るという目的によって作成されている。しかし実際は米国の核の傘に入っている国が多いため、西側の核保有国に配慮した内容であり、他の決議に比べ核軍縮よりも核不拡散体制の強化に重点を置いている。そのため、CTBT、FMCT、IAEAの追加議定書の普遍化には積極的であるが、核兵器の非合法化、消極的安全保証、核保有国に対する要求等には消極的である。ほかの決議にはない特色として、日本がイニシアティブをとっている核軍縮・不拡散教育などがある。

　2010年のNPT再検討会議成果文書では、核兵器の非人道性について触れられているが、JAC決議には前文のみしかない。これは、主文にも明記してあるNAC決議やICJの勧告的意見や核兵器禁止条約について触れられているNAM決議と比較して核兵器の非合法化を進める姿勢が弱い。

　消極的安全保証に関する文言は第65会期に増えたものであるが、安保理決議984(1995年)を想起しており、他の決議では2010年の再検討会議の成果で再確認されことやCDにおいて条約の制定が支持されたことが明記してあること比較し、消極的安全保証に関する進展が触れられていない。その結果、66会期には明確かつ法的拘束力に対する非核兵器国の正統な関心に触れると共に、非核兵器地帯条約に署名・批准することで、法的拘束力のある個別の誓約を行うことができると認識するに変更された。しかしNAMが要求している、非核兵器国に対して普遍的かつ無条件で法的拘束力のある国際文書によって消極的安全保障が確保する必要があるという内容に比べ弱い。非核兵器地帯は米国を配慮して、2010年NPT再検討会議において確認された中東の文字がなく、それについても一部の国から批判がある。

　FMCTの文言はNAM決議とは違い、核分裂物質の製造のモラトリアムの維持を要求しており、中国が棄権を投じている理由はここにあると考えられる。また、第66会期において「CDで」という場所を指定する文言が消えた。日本はコンセンサス形式のため進展が見られないCDではなく、他の場所で話し合うことを検討しており、そのためだと考えられる。

　また、ニュージーランドが第65会期において核兵器の運用状況を低減させる文言がないことを指摘していたが、第66会期においては明記されている。

　前文9のDPRKに関する文言41、主文2のNPT未加盟国に加入を求める文言42、主文8のCTBTに関する文言43、主文9のFMCTに関する文言44、主文15のIAEAの追加議定書の普遍化に関する文言45が分割投票に附されている。

　第66会期国連総会第一委員会においてJAC決議は反対1(DPRK)、棄権15(ボリビア、ブラジル、中国、キューバ、エクアドル、インド、イラン、イスラエル、モーリシャス、ミャンマー、パキスタン、南アフリカ、シリア、ベネズエラ、ジンバブエ)で採択されている。なお、共同提案国は過去最多の97ヶ国にのぼる。

・他国の投票理由・

エジプト

　2010年の再検討会議で非核兵器国に対して、普遍的かつ無条件で法的拘束力のある国際文書によって消極的安全保障が確保する必要があるということは認識されたにもかかわらず、安保理決議984による一方的な消極的安全保証の給与だけでは不十分である。

　1995年、2000年、2010年の再検討会議でも中東地域における非核兵器地帯の設立は確認されているが、非核兵器地帯設立に関して一般的な言及しかしていないところが問題である。

インド

　核兵器はインドの安全保障のために必要不可欠なので、NPTには入れない。

　上記の理由のためCTBTの主文には棄権を投じた。

　FMCTの交渉はCDで行うことを支持しており、モラトリアムについては話し合われていないのでFMCTの主文に棄権を投じた。

　IAEAの追加議定書についてはNPTに入っていないので、棄権を投じた。

パキスタン

　FMCTの即時交渉開始は認められない。

　無条件で非核兵器国としてNPTに加盟することはできない。

ロシア

　FMCTのような交渉はCDでのみ行われるべきであるという立場から、FMCTの主文に棄権を投じた。

キューバ

　IAEAの追加議定書の普遍化の主文において、安保理決議1540が核不拡散の解決に寄与していない。

　朝鮮半島の問題は多国間で対話することにより取り組むべきだ。

**第六章　論点**

いままで見てきてわかる通り, 核問題にアプローチするときにはだいたい2 つの道があります：核の不拡散を強化する方法と核兵器の廃絶を目指す方法です. 会議を臨むにあたっては, 大使であるみなさんがどちらのアプローチをとるのかを決めてください（もちろん第三の道を模索してもかまいません）. 会議中に決めてもいいですし, その前の事前交渉の時点で決めてもかまいません. しかしどちらのアプローチをとるかを決めない限り議論は進展しません. そこをよく考えて, 会議の始まる早いうちには決めておいてもらわないと困ります。概していうなれば, 核保有国はどれだけ保身できるか, 核廃絶国はいかに自国の（あるいは世界の）安全を確保し, 脅威をぬぐい去ること

ができるか, の二項対立となるでしょう. この構図でいけば, 積極的安全保障と消極的安全保障の対立もできます. こちらの論点も, 以下の対立軸とは別個に, もう一つの論点となり得るでしょう.

　6.1.1 不拡散強化

こちらの場合は特に核兵器国の臨むパターンです. いかにして核兵器の拡散を未然に防止するのか. その対象は国家に限らず, 団体や個人にも及びます. こちらのアプローチを選んだ場合の大きな争点をあげておきます. コンセンサスをとりやすいのはこちらかもしれません.

● NPT 非加盟国に対して不拡散対策をどのようにすすめるべきか, どのような対処が良いか.

● テロ支援団体へ核兵器（またはその技術）がわたることをどのように防げば良いか.

　6.1.2 核廃絶

こちらは特にNAC（新アジェンダ連合）の好むパターンです. 実際の国連総会では全国連加盟国が参加しているので, この手の決議案は毎年簡単に通りますが, 今回の模擬国連総会は核兵器保有賛成国と反対国の数はほぼ同じです. そのことを留意すると, 激しい攻防が繰り広げられることが予想されます. 達成感だけはやたらと得られるかもしれません. こちらの場合ですと

● 核兵器禁止条約などの協議開始について

● 核廃絶の道程の提案

などがあげられます.

　6.2 今回は扱わない議題（Out of Agenda77）

核問題は今まで見てきた通り非常に広範で複雑な問題です. そこで今回は大使のみなさんが会議の方向性を見失わないためにOut of Agenda を設定します. 核問題に関係ない議題はもちろんですけれども, 以下に示すような議題についても, 今回の会議では触れないようにお願いします.

　6.2.1 宇宙開発

冷戦期にアメリカが打ち出した「スター・ウォーズ構想」に端を発する宇宙開発はジュネーブ軍縮会議や国連総会でも重要な議題となっています. しかし宇宙開発を今回の会議の中で扱うのは非常に骨の折れることで, その原因はリサーチの難しさや各国の立場（具体的には中国とアメリカが対立するという構図）としての複雑さにあります.それに加えてこの議題自体も広範なので, これだけでBG 一冊できてしまうくらいです. ですので、この宇宙開発はOut of Agenda とします.

　6.2.2 核兵器使用に伴う環境問題

これも非常に重要な議題です. 実際ICJ（国際司法裁判所）に核兵器の違法性について勧告的意見を最初に求めたのはWHO（World Health Organization: 世界保健機構）でした78. WHO の目的は核兵器そのものというよりは,むしろ人体や環境への悪影響を考慮した内容でした. この問題を扱うと劣化ウラン弾を代表とするような「疑似核爆弾」79も対象にしなければならず, あまりにも範囲が広くなってしまいます80. そこで環境問題もOut of Agenda とします.

**あとがき**

今回、初のBG作成ということで何から手を付ければいいのかわからず、いくつかの研究会の方とコンタクトを取りながら作っていき、なんとか完成させることができました。とりあえず率直な感想を述べさせていただきますと、想像をはるかに超える苛酷さでした。途中で何度も発狂しました。日本人なのに謎の日本語を使うことも多々ありました。しかし、作成しているうちにある程度の知識が身につくと同時に会議の全体像や流れがイメージできてくるようになりました。みなさんがこのBGを読んでいただきそれぞれが自国の動向や流れをイメージできるようになれば幸いです。まえがきと重複しますが、ONYXIS発足後初となる模擬国連鳥取大会、全員でがんばっていき有意義な会議を作っていきましょう。

第一回模擬国連鳥取大会会議監督

山根　博瑛